

○尼崎市個人情報保護条例平成16年12月27日
条例第48号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第3条—第11条)
- 第3章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示(第12条—第24条)
 - 第2節 訂正(第25条—第32条)
 - 第3節 利用停止(第33条—第38条)
 - 第4節 不服申立て(第39条—第41条)
- 第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第42条—第47条)
- 第5章 雜則(第48条—第53条)
- 第6章 罰則(第54条—第57条)

付則

第1章 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、個人情報の取扱いについて必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者(以下「指定管理者」という。)及び尼崎市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることなるものを含む。)をいう。
- (3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員(指定管理者にあっては当該指定に係る業務に従事する者を、土地開発公社にあってはその役員及び職員をいう。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの(指定管理者にあっては、当該指定に係る業務に従事する者が当該指定に係る業務を遂行するために作成し、又は取得したものに限る。)をいう。ただし、公文書(尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- (5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものを行う。
 - ア 一定の事務又は事業の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務又は事業の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの
 (平17条例57・一部改正)

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(u>個人情報の保有の制限等)

第3条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、個人の権利利益を侵害しないよう、その所掌事務の目的の達成に必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を保有してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)に規定のある場合及び事務又は事業の遂行上当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと認められる場合は、この限りでない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 人種及び社会的差別の原因となる事項
- 3 実施機関は、第1項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 4 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合

理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人情報の取得の制限)

- 第4条 実施機関は、個人情報を取得するときは、次の各号に掲げる場合を除き、当該本人から直接取得しなければならない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に規定のあるとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急、かつ、やむを得ないと認められるとき。
 - (4) 国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から取得する場合で事務又は事業の遂行上やむを得ないと認められるとき。
 - (5) 既に公表された事実である個人情報を取得するとき。

- 2 実施機関は、前項の規定により個人情報を当該本人から直接取得するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- (1) 前項第3号に掲げる事由に該当するとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

- 第5条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

- 第6条 実施機関(実施機関が個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を実施機関以外のものに行わせる場合にあっては、当該個人情報取扱事務を行うものを含む。)は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(平19条例32・一部改正)

(従事者の義務)

- 第7条 個人情報取扱事務に従事する実施機関の職員又は職員であった者(前条に規定する場合にあっては、その個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者(以下「個人情報取扱事務従事者」という。)を含む。)は、その事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平19条例32・一部改正)

(利用及び提供の制限)

- 第8条 実施機関は、法令等に規定のある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
 - (2) 実施機関がその所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。
 - (3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、当該保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。
 - (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。
 - (5) 本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、保有個人情報を提供することについて尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会(以下「審査委員会」という。)の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき。
- 3 実施機関は、前項第2号から第5号までに掲げる事由のいずれかに該当することを理由に保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供したときは、遅滞なく、その旨を審査委員会に報告しなければならない。
- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情

報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局に限るものとする。

- 5 実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の機器の結合(実施機関の保有個人情報を本市の機関以外の者が隨時入手し得る状態にするものに限る。次項において「オンライン結合」という。)により、保有個人情報を本市の機関以外の者に提供してはならない。
 - (1) 法令等に規定のあるとき。
 - (2) 事務又は事業の遂行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられているとき。
- 6 実施機関は、前項第2号に掲げる事由に該当することを理由に本市の機関以外のものとの間でオンライン結合を行おうとするときは、あらかじめ、審査委員会の意見を聴かなければならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第9条 実施機関は、前条第2項第3号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当することを理由に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人情報の利用に係る業務等の届出)

第10条 実施機関は、個人情報を取得して新たに当該個人情報を利用する業務を開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

 - (1) 業務の名称
 - (2) 利用目的
 - (3) 個人情報の記録の対象者
 - (4) 個人情報の記録の内容
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届出を行おうとする業務において個人情報ファイルを保有しようとするとき又は同項の規定により届出を行った業務において新たに個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
 - (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 当該実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下「記録範囲」という。)
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下「記録情報」という。)の収集方法
 - (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に記載しないこととするときは、その旨
 - (8) 第12条第1項、第25条第1項又は第33条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第25条第1項ただし書又は第33条第1項ただし書に該当するときは、その旨
 - (10) その他規則で定める事項
- 3 前項の規定は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 前項の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (6) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (7) 本人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル

- (8) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル
 - (9) 第2条第5号イに係る個人情報ファイル
- 4 市長は、実施機関から第1項又は第2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を、速やかに、審査委員会に報告しなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定は第1項の届出に係る業務についてこれを廃止し、又は変更しようとする場合について、第2項及び前項の規定は第2項の届出に係る個人情報ファイルについてその保有をやめた場合、その個人情報ファイルが第3項第7号に該当するに至った場合又は届け出た事項を変更しようとする場合について準用する。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第11条 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第2項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 前条第3項第1号から第8号までに掲げる個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第2項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報を個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報を個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第13条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定又は実施機関が法令上従う義務のある国若しくは他の地方公共団体の機関の指示により、開示することができない情報
- (2) 開示請求者(第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第22条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人情報であって、当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げ

る情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び土地開発公社の役員及び職員をいう。）又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報（指定管理者にあっては、当該指定に係る業務の範囲内のものを除く。）又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

- イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 本市の機関（指定管理者及び土地開発公社を含む。次号において同じ。）、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあっては、当該指定に係る業務の範囲内のものに限る。次号において同じ。）であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

- オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（平19条例32・一部改正）

（部分開示）

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明

らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定(以下「不開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 開示決定又は不開示決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間)内に実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定があつたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、当該開示請求があつた日から45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務又は事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、当該開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前項第2号の期限までに、実施機関が同号に規定する残りの保有個人情報について開示決定等をしないときは、開示請求者は、当該残りの保有個人情報について不開示決定があつたものとみなすことができる。

(事案の移送)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社及び開示請求者以外の者(以下この条、第40条及び第41条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第14条第3号イ又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第16条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、当該意見書(第39条及び第40条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第23条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(法令等による開示の実施との調整)

第24条 実施機関は、法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第25条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

(訂正請求の手続)

第26条 訂正請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第27条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第28条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定(以下「訂正決定」という。)をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定(以下「不訂正決定」という。)をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第29条 訂正決定又は不訂正決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第26条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、

同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間)内に実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。

(訂正決定等の期限の特例)

第30条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
(2) 訂正決定等をする期限

- 2 前項第2号の期限までに、実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。

(事案の移送)

第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第33条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報が次のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項若しくは第3項の規定に違反して保有されているとき又は第8条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
(2) 第8条第1項、第2項又は第5項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

(利用停止請求の手続)

第34条 利用停止請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第35条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該

保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第36条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定(以下「利用停止決定」という。)をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定(以下「利用不停止決定」という。)をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第37条 利用停止決定又は利用不停止決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第34条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間)内に実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があつたものとみなすことができる。

(利用停止決定等の期限の特例)

第38条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前項第2号の期限までに、実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があつたものとみなすことができる。

第4節 不服申立て

(審査委員会への諮問)

第39条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査委員会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第41条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第40条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第41条 第22条第3項の規定は、次のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を

表示している場合に限る。)

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者の責務)

第42条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正な取扱いに努めなければならない。

(事業者等への支援)

第43条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、本市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導又は助言)

第44条 市長は、事業者に対し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な指導又は助言を行うものとする。

(苦情の相談の処理)

第45条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(出資法人等の個人情報の保護)

第46条 本市が出資している法人(土地開発公社を除く。)又は本市が継続的に補助金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第47条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又はこれらの協力の求めに応ずるものとする。

第5章 雜則

(費用負担)

第48条 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る事務については、手数料を徴収しない。

2 第23条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(整理が行われていない保有個人情報に係る特例)

第49条 保有個人情報のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第3章(第4節を除く。)の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第50条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第51条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

第52条 市長は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第53条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第54条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は個人情報取扱事務従事者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(平19条例32・一部改正)

第55条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(平19条例32・一部改正)

第56条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについては、第10条第2項中「前項の規定により届出を行おうとする業務において個人情報ファイルを保有しようとするとき又は同項の規定により届出を行った業務において新たに個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「個人情報を利用した業務において個人情報ファイルを保有しているときは、この条例の施行後遅滞なく」として同項の規定を適用する。

3 この条例の施行の際現に行われている尼崎市情報公開条例による改正前の尼崎市公文書の公開及び個人情報の保護に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第21条第2項の規定による自己情報の開示の請求は第13条第1項の規定による開示の請求と、改正前の条例第22条第2項の規定による自己情報の訂正の請求は第26条第1項の規定による訂正の請求とみなす。

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の条例第21条第4項において準用する改正前の条例第6条第1項の規定により開示する旨の決定を行ったが閲覧を実施していない自己情報について、施行日以後に閲覧を実施する場合における手数料の徴収については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に行われている改正前の条例第23条第1項に規定する行政不服審査法による不服申立ては、第39条に規定する同法による不服申立てとみなす。

6 第2項から前項までに規定するもののほか、施行日前に改正前の条例の規定によりした処分、手続その他の行為(個人情報の保護に関するものに限る。)は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によつしたものとみなす。

(尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

7 尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例(昭和41年尼崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

8 尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例(平成5年尼崎市条例第41号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

付 則(平成17年12月27日条例第57号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年6月27日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第3号ウの改正規定は、平成19年10月1日から施行する。